

くらしのかわら版

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

第14号

2017.2

編集/発行

市消費生活啓発推進員

市消費生活センター

第23回みんなの消費生活展が開催されました！

平成28年11月5日(土)～11月6日(日)に市総合体育館で、第23回みんなの消費生活展が開催されました。消費生活啓発推進員のブースでは「すてきに再利用」をテーマに、はぎれを使ったシュシュ作りと包装紙を使ったペーパーミニバッグ作りを来場者に体験してもらいました。子供から大人まで幅広い世代の方が参加し、思い思いに楽しんで作る様子が見られました。



僕も消費生活展に参加したよ！

消費生活センター
キャラクター
ちゃあくん



推進員の感想

シュシュ、ミニバッグ作りに興味を持ってブースに立ち寄ってくれた方々が、楽しく話をしながら素敵な作品を作ってお土産にしていました。要らなくなったものでも工夫すればまた使えるということを伝えることができ、私も嬉しくなりました。

色合いを考えながらシュシュの材料のはぎれを選ぶ様子や、どのようにミニバッグを仕上げようかと楽しく作業している姿が見られ、たくさんの親子に楽しんでいただけたと思います。





みんなは衣類を洗濯するときタグを確認してる？
実は平成28年12月、衣類についている洗濯表示が50年ぶりに新しくなったんだ！上手に洗濯するために、新しくなった洗濯表示を見てみよう！

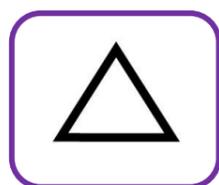
新しい洗濯表示



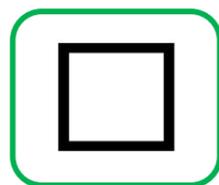
○基本の記号



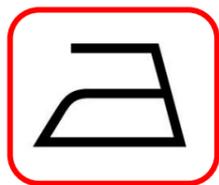
家庭洗濯



漂白



乾燥



アイロン

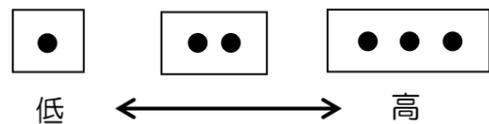


クリーニング

○付加記号と数字

☆温度…基本記号の中に付加

〈記号〉



タンブル乾燥・アイロンの温度は点で表します。
数が多いほど温度は高くなります。



〈数字〉



家庭洗濯での洗濯液の上限温度を表します。
手のマークは40℃を限度に手洗い洗濯ができます。

※記号だけでは伝えられない情報は、記号の近くに記載されます。
(例：「洗濯ネット使用」「中性洗剤使用」「あて布使用」等)

ほかにも、漂白の仕方、乾燥の仕方、クリーニングの種類等について細かく記号が定められています。
詳しくは消費者庁ホームページ↓

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html
をチェックしてください。



消費生活センター

より

消費者
被害を防ぐ
合言葉

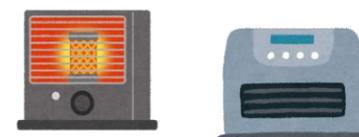


暖房器具等の使い方要注意！

寒い季節になり、ストーブやコタツ等の暖房器具を日常的に使用しているご家庭が多いのではないのでしょうか。暖房器具等は寒い冬に暖をとるには不可欠なものです。使い方を間違えると火事ややけどの原因になります。実際に起きた事故を参考に暖房器具の使い方を見直しましょう。



就寝中に寝返りを打った際、足元付近に置いていた衣類が電気ストーブに接触し出火した。初期消火を試みたが消火できず火事になってしまった。(80代)



こたつで就寝し朝起きると足の指から出血しており、やけどに気づいた。病院を受診すると皮膚移植を行うほどの重傷だった。(70代)



子どもが作動中の加湿器を見つけてつかまり立ちをしようとし、蒸気の出る部分に手を置いてやけどしてしまった。(1才)



ストーブの近くに衣類や布団などがあると接触して出火する危険性があります。ストーブの周囲には物を置かないこと、寝る時や離れる時は必ずスイッチを切ることが大切です。

カイロやこたつなどで暖かく感じる程度の温度でも、長時間皮膚が接触すると低温やけどが起こることがあります。長時間同じ部分を温めないこと、痛みが少なくても早めに医療機関を受診することが大切です。

タンクでお湯を沸かして高温の蒸気を出すタイプの加湿器は、倒して熱湯をかぶったり、蒸気の吹き出し口に触れたりしてやけどをすることがあります。ベビーゲート等を利用して、子どもが加湿器に触れないようにしましょう。

寝る時、離れる時はスイッチを切るようにしましょう！



消費生活クイズ

～○か×で答えてください～



インターネットの通信販売でバッグを購入したが、イメージと違ったので返品したい。注文してから8日以内であればクーリング・オフができる。

★クーリング・オフって…？

特定の契約では、消費者保護の観点から、一定の期間内であれば理由不要で一方的に契約を解消することが出来ます。取引内容によって期間は異なりますが、訪問販売や電話勧誘販売では、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。ただし、インターネットショッピングやテレビショッピングなどの通信販売では、自分の意思で冷静な判断をもって契約できると考えられるので、クーリング・オフは適用されません。

答え…×

インターネットショッピングで購入したものはクーリング・オフをすることができません。ただし、返品については事業者が返品の可否や返品期限などについて特約を設けている場合はそれに従い、特約が無い場合は、商品を受け取った日を入れて8日以内であれば返品することができます。



【その他の通信販売のトラブル例】

インターネットで初回お試し価格 500 円の健康食品を注文した。ところが商品と同封の請求書に「定期購入で2回目以降は 4,000 円、5回以上継続しないと解約できない」と書かれていた。購入時には分からなかったので2回目以降は不要と業者に申し出たが、「定期購入と記載している」と解約を拒否された。再度サイトを確認すると、小さな文字で条件が書かれていた。500円だから試そうと思っただけなので納得できない。

➡ ホームページなどの広告で「お試し」「初回〇円」と表示されていても、定期購入が条件となっている場合があります。商品を注文する前に「定期購入になっていないか」「定期購入期間に解約が可能か」など契約内容を細部までしっかり確認しましょう。



困ったとき、不安なとき、お気軽に消費生活センターにご連絡ください！！

ひたちなか市消費生活センター

電話：029-273-0111（内線 3233）
FAX：029-276-3081

ひたちなか市東石川 2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎 2階
相談時間 午前 9：30～12：00 午後 1：00～4：30
※土日、祝日、年末年始はお休みです。

